

平成18年4月3日

山口県知事 二井 関成 様

山口県公立大学法人評価委員会

委員長 牛 見 正 彦

通 知 書

平成18年4月1日付け平18法山県大第2号で公立大学法人山口県立大学から山口県知事に対し届出のあった役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準に関し、山口県公立大学法人評価委員会の意見の申出はありません。

平 1 8 学事文書第 1 1 0 号

平成 1 8 年(2006 年) 4 月 3 日

山口県公立大学法人評価委員会

委員長 牛 見 正 彦 様

山口県知事 二 井 関 成

役員の報酬等の支給の基準について (通知)

このことについて、公立大学法人山口県立大学から別添のとおり届出があったので、地方独立行政法人法第 5 6 条第 1 項において準用する同法第 4 9 条第 1 項の規定により通知します。

平 18 法 山 県 大 第 2 号
平成 18 年(2006 年) 4 月 1 日

山口県知事 二井 関成 様

公立大学法人山口県立大学
理事長 江里 健輔

公立大学法人山口県立大学役員の報酬等の支給基準について

このことについて、地方独立行政法人法第 56 条第 1 項の規定により準用される同法第 48 条第 2 項の規定に基づき、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準を定めたので、別添のとおり届け出ます。

公立大学法人山口県立大学役員報酬規則について

1 制定趣旨

法人の役員報酬について、必要な事項を定める。

2 概 要

■ 常勤役員（理事長、副理事長、常勤の理事）

(1) 年 俸 額

- ① 役員の経歴等を勘案して、下記の年俸額を変更する必要があると認める場合は、理事長は、経営審議会の議を経て、下記の年俸額を変更して決定することができる。
- ② 年俸額の12月/17月を給料相当額として、5月/17月を期末手当相当額として支給する。
- ③ 県特別職と同様に給料相当額の5%を減額する。

区 分	年 俸 額	減額後年俸額
理 事 長 (学 長)	16,500千円	15,918千円
副理事長 (事務局長)	12,000千円	11,576千円
理 事 (副 学 長)	12,000千円	11,576千円

(2) 通勤手当

法人職員の例により支給する。

■ 非常勤役員（非常勤の理事、監事）

(1) 報 酬 額

区 分	日 額
理 事	30,000円
監 事	30,000円

(2) 通勤に要する費用

法人職員の旅費支給の例により支給する。

公立大学法人山口県立大学役員退職手当規則について

1 制定趣旨

法人の常勤役員退職手当について、必要な事項を定める。

2 概 要

(1) 退職手当の額

在職期間1年につき、報酬1か月分（年俸額÷17）相当の退職手当を支給する。

（単位：千円）

区 分	年 俸 額 ① （5%減額前）	1年当たり退職手当額 ①÷17
理 事 長(学 長)	16,500	971
副理事長(事務局長)	12,000	706
常勤理事(副 学 長)	12,000	706

(2) 退職手当の支給制限

職務上の義務違反に該当するものとして解任された役員には、退職手当は支給しない。

(3) 退職手当の特例

- ① 役員が引き続いて法人職員となった場合は、退職手当は支給しない。
- ② 法人職員から引き続いて役員になった場合は、役員の在職期間を含めて法人職員の在職期間とみなし、法人職員として退職した場合の額を支給する。（役員在職期間中の貢献度は退職手当の調整額で措置する。）
- ③ 役員のうち、山口県を勸奨又は定年によって退職した者には、退職手当を支給しない。

公立大学法人山口県立大学役員報酬規則

(目的)

第1条 この規則は、公立大学法人山口県立大学の理事長、副理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬について定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 常勤役員 理事長、副理事長及び常勤の理事をいう。
- (2) 非常勤役員 非常勤の理事及び監事をいう。
- (3) 報酬等 常勤役員にあつては、年俸及び通勤手当、非常勤役員にあつては、非常勤役員報酬及び通勤に要する費用をいう。

(報酬の種類)

第3条 役員の報酬は、常勤役員については年俸及び通勤手当とし、非常勤役員については非常勤役員報酬とする。

(年俸の額)

第4条 常勤役員の年俸の額は、次の各号に掲げる常勤役員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 理事長 16,500,000円
- (2) 副理事長 12,000,000円
- (3) 理事 12,000,000円

2 理事長は、当該常勤役員の経歴等を勘案して必要と認める場合は、経営審議会の議を経て、前項の年俸の額を変更して決定することができる。

(年俸の支給)

第5条 新たに常勤役員となった者には、その日から年俸を支給する。

- 2 常勤役員が退職し、又は解任されたときには、その日までの年俸を支給する。
- 3 常勤役員が死亡により退職したときには、その月の末日までの年俸を支給する。
- 4 年度の途中で、新たに常勤役員となった者、退職した者及び解任された者の年俸は、当該年度の総日数から公立大学法人山口県立大学職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第7条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算し、これを支給する。

(年俸の支払方法)

第6条 常勤役員の年俸は、年俸の額を17で除して得た額（当該額に1円未満の端数を生

- じたときはこれを切り捨てた額。以下「月払年俸額」という。)を毎月支払う。ただし、3月にあつては、年俸の額からその年度内に既に支払われた額を差し引いた額を支払う。
- 2 6月及び12月は前項の月払年俸額と別に、月払年俸額に次の各号に掲げる率を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額。以下「半期払年俸額」という。)を支払う。
 - (1) 6月 2
 - (2) 12月 3
 - 3 年度の途中で退職し、又は解任された常勤役員が前各項の規定に基づき月払年俸額及び半期払年俸額を支払われ、当該年度に支払われたそれらの総額が第4条第4項に基づき日割りにより計算して得られた額を超えるときは、当該常勤役員はその超える部分に相当する額を法人に返還しなければならない。

(年俸の支給日)

第7条 月払年俸額は毎月21日に支給するものとする。

- 2 半期払年俸額は6月30日及び12月10日に支給するものとする。
- 3 前2項に規定する日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下「休日」という。)、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

(通勤手当)

第8条 常勤役員には、公立大学法人山口県立大学職員給与規則第14条の例に準じて通勤手当を支給する。

(非常勤役員報酬)

第9条 非常勤役員報酬の額は次の各号に掲げる非常勤役員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 理事 日額30,000円
 - (2) 監事 日額30,000円
- 2 非常勤役員には、通勤に要する費用を公立大学法人山口県立大学職員旅費規則の例に準じて支給する。

(報酬の支払原則及び報酬からの控除)

第10条 役員の報酬等は、役員の指定する役員本人の預貯金口座への口座振替の方法により、その全額を支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の報酬等から控除すべき金額があるときには、その役員に支払うべき報酬等の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

(端数の処理)

第11条 この規則により計算した報酬等の額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、役員報酬に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(報酬の特例)

2 常勤役員は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間において、第6条の規定にかかわらず、同条に定める額からその100分の5に相当する額を減じた額とする。ただし、半期払年俸額及び退職手当の算出の基礎となる月払年俸額は、第6条に定める額とする。

公立大学法人山口県立大学役員退職手当規則

(目的)

第1条 この規則は、公立大学法人山口県立大学（以下「法人」という。）の役員（非常勤の役員を除く。以下同じ。）が退職をした場合の退職手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(退職手当の額)

第2条 退職手当の額は、役員としての在職期間1年につき、退職の日におけるその者の年俸の額を17で除した額（以下「月払年俸額」という。）に100分の100の割合を乗じて得た額とする。

(在職期間の計算)

第3条 役員としての在職期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数（以下この条において「端数」という。）を生じたときは1月と計算する。

(再任等の場合の取扱い)

第4条 役員が任期満了の日の翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職した者とみなし、退職手当は支給しない。退職の日の翌日において役職を異にする役員に任命された場合も同様とする。

(退職手当の支給制限)

第5条 退職手当は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第17条第2項第2号に該当するものとして解任された役員には支給しない。

(退職手当の支給)

第6条 退職手当は、法令によりその退職手当から控除すべき額を控除し、その残額を直接本人に、本人が死亡したときは、その遺族に支給する。

(退職手当の返納等の取扱い)

第7条 退職手当の返納等については、公立大学法人山口県立大学職員退職手当規則（以下「職員退職手当規則」という。）第25条の規定を準用する。

(退職手当の特例)

第8条 役員が、引き続き職員（職員退職手当規則第1条に規定する職員をいう。）となった場合は、この規則による退職手当は支給しない。

2 職員が、引き続き役員となった場合におけるその者の役員としての引き続きた在職期間には、その者の職員としての引き続きた在職期間を含むものとする。

- 3 前項の規定に該当する役員が退職した場合の退職手当の額については、第2条の規定にかかわらず、当該退職の日に職員に復帰し職員として退職したと仮定した場合の、役員としての在職期間（職員として引き続いた在職期間を含む。）を職員退職手当規則第7条に規定する在職期間とみなし同規程の規定を準用して計算した退職手当の額に相当する額とする。この場合における当該退職の日における月払年俸額は、当該役員が役員となるため職員を退職した日における職員としての給料の月額を基礎として、当該役員としての在職期間等を勘案し、理事長が別に定める額とする。
- 4 役員のうち、山口県職員（職員退職手当条例（昭和29年山口県条例第5号。以下「退職手当条例」という。）第1条に規定する職員をいう。）を定年又は勸奨により退職し、退職手当条例の規定による退職手当の支給を受けている者には、この規則による退職手当は支給しない。

（遺族の範囲及び順位等）

第9条 第6条に規定する遺族の範囲及びこれらの者が退職手当を受ける順位等については、職員退職手当規則第21条の規定を準用する。この場合において、「職員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

（端数の処理）

第10条 この規則の定めるところにより算出した退職手当の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（補則）

第11条 この規則に定めるもののほか、役員退職手当に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。